

京都市政史編さん通信

第 44 号
2012 年 12 月

目次

伊藤之雄 「京都市都市計画事業の一九二一年前半（下）」	1
―河原町通拡築か木屋町通か―	1
歴史資料館だより／編さんだより	7
京わらべ	8

京都市都市計画事業の一九二一年前半（下）

―河原町通拡築か木屋町通か

伊藤 之雄

第二章 「大京都区域」の検討

前章で述べたように、永田兵三郎京都市工務部長らは内務省に対し都市計画区域の草案を建議した。

一九二一年（大正一〇）四月一九日付公報によって、内務省は「大京都市」都市計画区域の原案作成のための立ち入り測量区域を公示した。それは当時の京都市の六・二五倍、総面積一四七平方マイルであった。市の中心の四条烏丸を中心に、半径一〇マイル（約一六キロメートル）に及ぶ地域である¹⁵。

対象となる市町村は、京都市に加えて次の五町四村にわたっていた。前年九月に京都市が上申した、市の中心部より八マイル圏内の京都市と四六か町村よりも広い範囲である。調査ということだったからだろう。「乙訓郡」向日町、久世村、久我村、羽束師村、大山崎村、新神足村、淀村、大枝村、乙訓村、大原野村、海印寺村

「葛野郡」花園村、大明村、嵯峨村、梅ヶ畑村、梅津村、京極村、西院村、桂村、川岡村、松尾村
「愛宕郡」修学院村、静市野村、松ヶ崎村、上賀茂村、大宮村、鷹ヶ峰村、岩倉村

〔紀伊郡〕伏見町、吉祥院村、上鳥羽村、下鳥羽村、深草村、竹田村、堀内村、横大路村、納所村、向島村
〔宇治郡〕醍醐村、山科村、宇治村
〔久世郡〕淀町、宇治町、御牧村、槇島村、大久保村、佐山村
〔綴喜郡〕美豆村、八幡町域内

四月二六日早朝、内務省の山県治郎都市計画課長（内務監察官兼内務省参事官）は京都を訪れ、近新三郎府土木課長や永田市工務部長を同伴し、翌日にかけて都市計画区域に予定された地域を訪れ、二人から説明を受けた。山県は、伏見から桃山の踏査を手始めに、木屋町線・河原町線・堀川線・金閣寺線から、京都帝大・京都高等工芸学校裏の後二条天皇陵や、清風荘（西園寺公望別邸）など、問題の個所や路線を熱心に視察した¹⁶。

山県課長は新聞記者に、「大京都」都市計画原案は大体でき上がったので、近く発表して都市計画京都地方委員会に回付したい、と意欲を示した。山県の京都視察が遅れたのは、新宿・浅草の大火で二万坪の空き地ができ、その後始末を審議するため、都市計画中央委員会が開かれたからでもあった。さらに山県課長は続ける。旧来の市区改正委員会は、市会と意見が異なった場合、委員会が決定した事項が、市会の反対で根本から覆ることもあった。しかし、都市計画委員会の権限は、市区改正委員会の権限よりずっと大きく、「絶対的のもの」となっている、そうした「弊害」は伴わない¹⁷、と。

このように山県は、市会に対する都市計画委員会の権限の大きさを強調し、都市計画実施への決意を表明したが、次のように、市会の意向を尊重するとも発言した。

と「かく」
兎に角、踏線計画は市会の意向を充分尊重して制定する積りで、又其れに伴ふ年度割財政問題等も同じく市会の希望を納めたい積りである¹⁸⁾。

また、都市計画各地方委員会と中央委員会の関係についても、地方委員会は衆議院、中央委員会は貴族院のようなもので、都市計画一切の事業はこの二機関によつて決し、別に枢密院のようなものはない、各地方委員会は原案の修正可決権もあるから、案外権限はあるはずである、と山県課長は発言を続けた¹⁹⁾。

山県課長は、河原町線または寺町線か、木屋町線かの問題について、京都市会の意思に沿うように都市計画京都地方委員会が再修正すれば、内務省や政府としては異論がなく、その決議を承認する、と言外に述べたのである。市長不在の中で、都市計画事業が市の技術職員の手で進められ、内務省も京都市当局や市会の意向を尊重する姿勢だったといえる。

その後も「大京都市」都市計画区域については、「技術方面」(技術職員・官吏)の手で測量が進んでいった。六月中旬段階で、西北方面は桂村新田より朱雀・嵯峨・小野郷村を頂点とし、西南方面は大山崎・西院村を頂点とし、三角測量を完了し、目下は上嵯峨を中心として、経緯測量、地形測量等に着手していると着手しているところだといふ²⁰⁾。

第三章 第二回都市計画京都地方委員会

一節 木屋町通拡築を含む年度割案

一九二一年(大正一〇)六月七日、床次竹二郎内務大臣名で、都市計画京都地方委員会に、「京都市都市計画道路新設拡築事業年度割」の議案が付議された。ここでは、五号線は木屋町線か河原町線(もしくは寺町線)かと、京都市内で問題になっているにもかかわらず、第一回京都市区改正委員会では修正可決されたように、木屋町線(高瀬川を暗渠にする)を前提に、年度割が作成されていた。

一九二一年度から一九三〇年度まで一〇年間で、一号線から一五号線までを三四八四万二一四円で拡築を行おうというものである。問題の五号線は、六五一万〇二八八円の費用で、一九二一年度(初年度)と一

九二二年度の二年間で完成させることになっていた²¹⁾。

この事業年度割が京都地方委員会でも承認されるだけであれば、木屋町線案が再確認されてしまうことになる。それに対し、地元の有力紙は、都市計画法第三条に従うと、事業年度割は地方委員会において議決し、内務大臣が決定した上で、内閣の認可を受けることとなるはずであると論じた。

木屋町線か河原町線かの問題と、京都地方委員会に出された年度割の関係について、永田兵三郎(京都市工務部長)は、次のように語った。

(1) 今回の指令は、木屋町線をもつて作成された年度割を単に審議に付すだけで、他に何もないので、市議が提出した木屋町線を変更するということは全然発議されていない、(2) 本来からいえば、市会はこの都市計画から権限外に置かれているので、都市計画事業に対して何等の発議権はない、(3) ただ右事業に対する予算の審議権が付与されているのであるから、木屋町線は本市にとって不利益な線路であるとして、これを内務大臣に建議する事は不当ではない、(4) 都市計画事業の計画変更の発議権は全部内務大臣にあるので、内務大臣が市会の意見は正当とみて進んで審議する必要ありと考えたなら、地方委員会に対しこれを諮問するといふような形式をとるだろう、(5) しかし、今日までこれがないとすれば、内務大臣はその必要を認めなかったのかも知れない、(6) 地方委員会において委員中の何人かが発言して、地方委員から内務大臣に建議するという方法を取る他、木屋町線の変更を議題とする事は不可能だろう、(7) 委員会の建議であれば正式なものであるので、内務大臣はこれによつて同問題の審議を委員会に命ずるに違いない²²⁾。

永田の話は、木屋町線を河原町線に変更する等、都市計画事業の計画を変更したければ、建議案を地方委員会でも可決するのが最も有効な方法である、との内容であった。

七月八日、都市計画京都地方委員会が京都府庁において開催された。すでに述べたように、六月七日付で付議されている京都市都市計画道路新設拡築事業年度割を審議するためである。

まず、永田兵三郎幹事(京都市工務部長)は、一九二一年度から一九三〇年度の一〇年間にわたる、三四八四万余円の「年度割」について説明した。それに対し、橋本永太郎(京都市会議員、木屋町線に反対)が、

財源は京都市会が審議することになるが、その見通しを参考までに知りたい、と質問した。永田は、都市計画京都地方委員会の幹事としてではなく京都市の当局者として、と断りながら、大体の考えとしては、国庫補助金、市電の事業収益、都市計画法による特別税の三つのものによって支弁する、と答えた²³。

「年度割」の原案参考資料として、京都市が京都地方委員会に提出したものとすると、財源計画の主要は、国庫補助金九六五万余円、市債（市電の事業収益が償還財源の大部分）二二六八万余円、受益負担金（特別税）二五〇万余円であった。公債は一〇年間の事業年度終了の翌年（一年目）より二〇年以内に償還する計画である。また、国庫補助金は、道路の工事費総額の三分の一と計算し、必要がある場合は道路会議の諮問を経て補助を高めることができる、としていた。全財源のうち、大体、市債が三分の二、国庫補助金と受益者負担金が合わせて三分の一の割合である²⁴。

国庫補助の金額について、京都地方委員会での審議中に質問に答え、山県治郎委員（前掲）は、国の道路補助予算は継続費となっていないので、確定のものではない、と原則を説明した。しかし大体は、内務省と大蔵省の協定で、三〇か年にわたって三分の一を補助するということが合意されている、とも述べた²⁵。

永田幹事は、内務省が三〇か年にわたって補助する件に関し、京都市の道路補助の基本金額が二〇〇〇万円であるので、その約三分の一にあたる六三五万円を三〇回に分けて京都市に補助することが、大蔵省と内務省の間で大体協定されている、とさらに説明を加えた。その基準からみると、今回の京都地方委員会に京都市から参考資料として出されている国庫補助額は、一〇年間で、九六五万余円あるもので、大分異なっている、とも説明した²⁶。おそらく、現在の国庫補助予定額では京都市の都市計画事業の予算が立てられない、と永田ら京都市の当局者が考えて、国庫補助をもっと増やしてもらうために、このような計画をとりあえず作成したのである。

永田は、国庫補助の早い交付を求める建議案への別の質問に答え、道路費用中の三分の一を国庫補助することは省令で決まっているが、その額がいつ交付されるのかは決まっていない、と述べた。内務省と大蔵省

の協議の結果として永田が知らされているのは、二〇〇〇万円の約三分の一の六〇〇万円余を、三〇か年にわたって京都市に補助することには大体協議ができていて、ということである。しかし、それではこの年次計画事業を遂行するのに非常に少額すぎる、公債の利子にも足りない、三分の一をなるべく早くもらいたい、できるなら事業をやったその年にもらいたい、やむを得なければ事業の翌年から三か年間に分割してもらいたい、と永田は説明した²⁷。このように、国庫補助金の問題には、いつ交付されるのか不確定な要素があった。

二節 河原町通拡築建議案の否決

木屋町線のままでいいか、河原町線か寺町線に変更するかをめぐり、京都市会や市内で議論が生じている五号線については、一九二一年七月八日の京都地方委員会で大きな議論となった。

まず、五号線（木屋町線）と一五号線（仁王門通新高倉一丁東入北門前町一岡崎円勝寺町）を初年度に着手することについて質問があった（岡本一郎京都市大書記官等²⁸）。

永田幹事は、狭軌線を広軌線に直すという問題が以前（京都電気鉄道（京電）を京都市が買収した時）から協議されていたので、狭軌線を広軌線に直すということに関連する仕事をまず行うという基準で、五号線と一五号線を選んだと答えた²⁹。

すでに述べたように、永田らは、都市計画の合理性を重んじる立場から、都市計画事業（旧京都市区改正事業）の五号線（旧四号線）として、河原町線を計画した。しかし、京都市区改正委員会での計画が修正され、木屋町線拡築がいったん決定すると、それを前提に、京都電気鉄道（京電）買収以来の懸案である軌隔統一（狭軌を広軌に統一する）という基準を重んじて、初年度着工の路線を決めた。自分が京都市区改正委員会に提出した原案に対し、強くこだわる様子は見られない。

だがすでに、八つの建議案の一つとして、「五号路線変更に関する建議」が前田嘉右衛門（紙商、憲政会、新選）・前田彦明（石炭商、無所属、再選、一九二〇年より木屋町線反対派）・田畑庄三郎（織物商、無所属、再選、一九二〇年より木屋町線反対派）の三市会議員により提出されてい

た³⁰⁰。

また、永田幹事が一〇年間の道路拡築事業の年度割を説明すると、橋本永太郎市議（宿屋業、政友会、再選、一九二〇年に木屋町線反対派）は、初年度について原案にある一割実施を五分に減額し、四年度については原案九分を一割三分に増額、五年度については原案九分を一割に増額する等の修正意見を表明した。橋本の理由は、初年度に一割実施すれば三五六万円あまり費用がかかるが、国庫補助がすぐに一九二一年度に来るかどうかかわからない状況で、財源難の京都市が多額の財政負担に耐えられないのではないかと、ということだった。橋本は、自分の年度割修正意見に反対の者は、何号線が京都市にとって最も緊急に必要な線で、高額の工事費を支出できると考えているか、意見を聞きたい、とも主張した³¹。

松風嘉定（実業家、京都商業会議所議員、古美術家）や浜岡光哲（京都商業会議所会頭）は、年度割が決まった後、路線が変更された場合には、事業の根底が変わるので、先に事業を確定しておくべきではないかと意見を出した³²。

結局、採決の結果、賛成多数で橋本市議の提出した年度割変更が可決された³³。京都地方委員会では木屋町線を五号線とすると公式に決まっていたため、その工事を初年度でかなり進めてしまえば、変更が困難になる。京都市の財政難と国庫補助がいつ与えられるのか不明なこともあるが、路線変更の問題にも含みを持たせることができるため、年度割の変更の提案が、委員会の多数の支持を得たのであろう。この結果、木屋町線から河原町線、あるいは寺町線に変更されても対応しやすくなった。

次いで建議案の審議に移った。すでに述べたように、五号線を木屋町線から河原町線に変更する建議案は、前田彦明市議ら三名の市議によって提出された。この理由として、以下の点が挙げられた。(1) 木屋町通を拡築するのは商工業の発展を図るといえない、(2) 「三百年来の歴史」ある高瀬川を暗渠とするのは「遊覧」の目的に沿うものとはいえない、(3) 木屋町線は路線の系統上、東に偏し、「鴨川の東岸を走る」京阪線に接近するのみならず、路線の拡張は木屋町特有の営業を阻害し、しかも木屋町は一般商工業発達の要地と認め難い、(4) 木屋町線は屈曲がはなはだしい、(5) そこで木屋町に「風致樹」を植えて遊歩散策の場所と

し、木屋町以西を商業地域として、河原町線拡築を採用し将来の繁栄を期待するのが適当である³⁴。これらの論点は、すでに前年の木屋町線拡築反対運動や、京都市会での木屋町線反対の意見や市会意見書で示されているもので³⁵、特に目新しいものはない。

前田彦明委員（市議、前出）は建議案提出者の一人として、寺町線拡築が理想であるが、費用の点から河原町線拡築が理想に近いので採用すべきである、と改めて主張した。さらに前田は、木屋町線拡築を主張する者は、木屋町線が良いというのでない、と述べた。河原町四条下ルのあたりには、非常に道路が狭く、人家が建て込み、「忠臣蔵長屋」などといって四七軒も密集した住宅もあり、その住民が住宅を取り払われては困るといふ理由で反対しているだけだ、という。前田は、このような長屋があることは感心できず、衛生上の見地からも、河原町通りを拡築すべきである、と発言した³⁶。

ところが橋本永太郎委員（市議）は、拡築する線を木屋町線から河原町線に変更することに、市会で全会一致の賛成があったかのように前田彦明委員は話したが、実はそうではなく、木屋町線より西の線を拡築する決議が通過しただけである、と述べ、橋本自身、河原町線拡築に反対であることを声明した。

前田嘉門委員（市議）も、建議案賛成者の一人として署名したが、河原町線拡築を遂行する意見ではなく、木屋町線以西に適当な線を選んでほしいという意味である、と発言した。また、戸田正三委員（京都帝大医学部教授、医学博士）は、一昨年暮れには木屋町線拡築に不賛成であったが、河原町線拡築を採用するなら、立ち退きを命じられても行くべき家がない人々が多く出るので、木屋町線拡築に賛成する、と意見を述べた。内貴甚三郎委員（前京都市長）も、木屋町線拡築を主張した。このように、河原町線拡築に反対する意見が続出した³⁷。

その後、前田彦明らが提出した建議案を調査する委員を設けることについての賛否が、起立によって採決され、一四名の賛成しか得られず否決された（出席委員は四〇名）。次いで、無記名投票で、前田らの建議案の賛否が諮られ、投票総数四〇で、賛成一四、反対二六で建議案は否決された³⁸。

木屋町以西の線を拡築することに賛成の者を、河原町線拡築に統一す

る根回しが十分になされないまま、河原町線拡築の建議が出された。このため建議は否決されてしまったのである。

その他の路線変更に関する建議(第十号線及中立売線に関する建議「賛成八、反対二九、白票一」)も否決された³⁹。路線変更に関する建議の可決はなかなか困難であった。

可決されたのは、東海道本線と山陰線の高架を求める「鉄道線路改革に関する建議」、国庫補助を三〇年間にわたって下付するのではなく、同じ額をもっと早く交付することを求める「街路改良費国庫補助に関する建議」(修正可決)、「通行税に相当する金額交付に関する建議」、政府が都市計画事業の財源を速やかに指定することを求める「都市計画法第八条に依る勅令発布に関する建議」であった⁴⁰。

おわりに

本稿では、一九二一年(大正一〇)前半の京都市都市計画事業をめぐる、京都市や府の技術職員、京都市会議員を含む都市計画京都地方委員会委員、内務省や内務官僚等の動向を考察した。京都市民の運動を検討しなかったのは、前年と異なり、一九二一年前半の時期には、同事業をめぐる市民運動はいったん休止の形になっていたからである。

これらの諸勢力の動向の分析に際し、「第二回都市計画京都地方委員会議事速記録」(一九二一年七月八日)、「都市計画京都地方委員会経過概要」(同上)等、京都市歴史資料館所蔵の一次史料、「陳情に関する重要書類」(一九二〇〜一九二六年度)(京都市公文書)等の一次史料を使った。

本稿で明らかになったのは、第一に、一九二一年七月八日の第二回都市計画京都地方委員会に、第五号線として、木屋町線(通)を拡築する計画を河原町線(通)拡築に修正する建議案が出されたが、賛成一四、反対二六で否決されたことである。別稿ですでに述べたように、前年には京都市内で木屋町線反対の動きが広まり、一九二〇年六月二一日の市会で第五号線として、木屋町線を拡築することを改め、木屋町以西において適当な線路を択んで拡築する意見書が、圧倒的多数で採択されている。次の年の七月八日の都市計画京都地方委員会では市会の要望が反

映されず、木屋町線拡築が再確認されるという結果になったのであろうか。

これは、京都市会議員や京都市関係の委員にすら、河原町線拡築に賛成しない者が少なくなかったように、木屋町以西の線路という案を具体化するに際し、河原町線か寺町線のどちらを選ぶのか、委員の間に十分な根回しができていなかったからである。また、内務官僚など、京都市会や市関係以外の委員は、いったん京都市区改正委員会(都市計画京都地方委員会の前身)で決めた結論を変えようとしているのに、京都市会・市関係者の間にすら十分な合意ができていない状況を見て、木屋町線続行の意思を示したのだろう。

第二に、第二回都市計画京都地方委員会委員の間には、このまま木屋町線拡築という案で最終決定してしまうという強固な意思を持った委員が多かったわけでもないことである。それは同委員会に提出された道路拡築事業の一〇年間の年度割に関し、初年度を半分に減額する等の修正案が出て、賛成多数で可決されたことから推定できる。委員会でも言われたように、事業財源の多くを負担する京都市の財政状況が厳しく、いつまでに国庫補助金が交付されるかわからないということが、重要な理由だったと思われる。しかし、木屋町線拡築は、初年度と二年度で完成するようにと計画されており、初年度に多額の工事費を使った事業を実施してしまうと、木屋町線拡築が固定してしまう。それを避けたのも、同様に重要な理由と思われる。

第三に、京都市長不在で市政が混乱していたにもかかわらず、京都の都市計画事業が滞らなかつたのは、京都市の技術職員である永田兵三郎(市工務部長)らが、内務省や府と協議して事業の準備を進めていったからであること示した。永田らは合理的な道路網を整備する観点から、五号線(旧四号線)として河原町線(通)を拡築する案を作った。しかし、それが第一回京都市区改正委員会(都市計画京都地方委員会の前身)で木屋町線(通)拡築に修正されると、こだわらずに木屋町線拡築を含めた道路拡築の年度割案を作成した。永田らは、専門知識を生かして京都の都市計画事業を立案し、都市計画事業の最も重要な意思決定機関で決定されたことは、忠実に実行しようという姿勢である。良い意味での「官僚」(市の職員)的な人物だったといえる⁴¹。

第四に、この時期に京都の都市計画事業の対象となる「大京都市」都市計画区域（いわゆる「大京都区域」）の検討が本格的に始まるが、京都市当局のかなり広い範囲を対象とした積極的な草案を作る傾向があったことである。これらは翌年までに内務省の指導を得て、範囲を縮小されて確定していく。

注

¹ 『京都市日出新聞』一九二一年四月一日、二二日。

¹ 同右、一九二一年四月二七日夕刊（四月二六日夕方発行）、二九日。

¹ 同右、一九二一年四月二七日夕刊（四月二六日夕方発行）。

¹ 同右。

¹ 同右。

² 同右、一九二一年六月一日。最終的に京都市計画区域は、市の中心から半径六マイルの圏内に含まれる一市三町二七か村の全部および一町五か村の一部にわたる区域となり、一九二二年八月二日に内閣の認可を得た（前掲、田中清志〔京都市役所内〕『京都市計画概要』二八頁）。

² 京都市「都市計画京都地方委員会経過概要」（一九二一年七月八日）（京都市歴史資料館架蔵写真帳No.館73）一一〜六頁。

² 『京都市日出新聞』一九二一年六月二二日夕刊（六月一日夕方発行）。

² 「第二回都市計画京都地方委員会議事速記録」（一九二一年七月八日）（京都市歴史資料館架蔵写真帳No.館73）八〜九頁。

² 「都市計画京都地方委員会経過概要」（一九二一年七月八日）一三〜二三頁。

² 「第二回都市計画京都地方委員会議事速記録」（一九二一年七月八日）一五頁。

² 同右、一五〜一六頁。

² 同右、六〇〜六一頁。

² 同右、一七〜一八頁。

² 同右、一七頁。なお、一五号線の市電（旧京電）を狭軌から広軌にする計画は、一九二六年九月一日にこの線を廃止（八月六日より休止）し、八月七日に広軌線として、東山三条から東へ三条通りに市電を走らせる形に修正されて、実施された。

³ 『京都市日出新聞』一九二一年七月九日夕刊（七月八日夕方発行）。市議の職業・所属党派・新選か再選かについては、『京都市日出新聞』一九二一年五月二十五日「新選市会議員一覧」による。以下も同様。再選市議の木屋町線への賛成・反対については、前掲、伊藤之雄「第一次世界大戦後の都市計画事業と景観問題の登場―京都市を事例に―一九二〇年の転換」（二）・（三）。

³ 「第二回都市計画京都地方委員会議事速記録」（一九二一年七月八日）九〜

一一、二七〜二九頁。

³ 同右、二〇、二一〜二三、二九〜三一、三八頁。

³ 同右、四九〜五〇頁。

³ 同右、六九〜七〇頁。

³ 前掲、伊藤之雄「第一次世界大戦後の都市計画事業と景観問題の登場」。

³ 「第二回都市計画京都地方委員会議事速記録」（一九二一年七月八日）七一〜七二頁。

³ 同右、七四〜八五頁。

³ 同右、八七〜九一頁。

³ 同右、九一〜九九頁。

⁴ 同右、五〇〜六九頁。

⁴ 京都市の技術職員は、小路田泰直『日本近代都市史研究序説』（柏書房、一九九一年）の二七一、二七四〜二七九、二九〇〜二九四頁）などが大阪市を

例に主張しようとしている、一九一〇年から一九二〇年代に市政運営を握る「都市専門官僚」ではない。そもそも京都市の技術職員は、日露戦争後の一九〇六年三月に市会に提示された三大事業以来、本稿で分析している第一次

世界大戦後の都市計画事業まで、京都市の都市改造・改良事業の立案や実施に一貫して重要な役割を果たしている。しかし、事業に関する意思決定は、市会が実質的に選んだ市長や、市会が行った。大阪市でも日露戦争後の都市

事業、第一次世界大戦後の都市計画事業など、都市改造・改良事業が行われている。ところが、これらの事業の実態を分析しないまま、都市の有力者が

選挙などを左右して市政運営を握る「予選体制」が一九〇〇年代に始まり、その体制は、一九一〇年から一九二〇年代に、都市の有力者に代わる「都市

専門官僚」が市政運営を掌握する「都市専門官僚制」に取って代わられた、と主張する。この問題は、京都市と大阪市の個性の違いととらえるべきでな

く、大阪市の日露戦争後から第一次世界大戦後にかけての都市事業の実態が十分に分析されていないことにある。つまり、「都市専門官僚」の概念は、実

際の都市事業を通して十分な実証の上で生まれたのではないから、観念的で定義や実態も定かでない（伊藤之雄「はしがき」『伊藤之雄編著『近代京都の改

造―都市経営の起源 一八五〇〜一九一八年』ミネルヴァ書房、二〇〇六年）

並頁でも指摘した）。また、小路田の「都市専門官僚」という概念には、「都

市専門官僚」が一九一〇年代から市政運営を掌握したという主張が含まれて

いるので、都市の技術職員が都市事業に関わったとしても、その実態を明らかにすることなく、安易に「都市専門官僚」などという言葉を使うべきでない。「都市専門官僚」という十分に実証されたわけではない概念は、第二次世界

大戦後までを含めた、近代・現代の都市史研究を長期的視野でとらえることを妨げ、混乱させるだけであろう。



「明治天皇大喪奉昇参観図写真」(重文)

明治天皇大喪4日前の練習時に撮影した記念写真。撮影者は丸木利陽(写真家・帝室技芸員)。
なお本写真は、ニューリー(株)の特殊スキャニングによって画像処理されています。

歴史資料館だより

重要文化財指定記念

「八瀬童子―天皇と里人―」展の開催について

京都市歴史資料館と京都府・京都文化博物館の共催による展覧会が、京都文化博物館(中京区三条高倉)において二〇一二年二月一日(土)～二〇一三年一月四日(月)(二月二十八日～一月三日・月曜日休館(祝日の場合は開館、翌日休館))まで開催されます。

比叡山のふもとにある現左京区八瀬の地において、独自の生活共同体を形成してきた里人(かれらを八瀬童子といいます)に秘められた千年の歴史について、二〇一〇年重要文化財に指定された「八瀬童子関係資料」を中心に展示します。特に、天皇と八瀬童子の關係に視点を当てており、展示資料は南北朝時代から現代にまで及ぶ約七〇点の資料が展示されます。

明治以降の資料としては、天皇の大喪や大札時に駕輿丁(かちよう)として従事した八瀬童子の活躍や、宮内省仕人(つこうじ)兼輿丁(かちよう)として皇居内において天皇の側近として働いた事跡などを鑑賞していただきたく思います。

編さんだより

◇「第三卷 財政のあゆみ 付・総合年表」の準備が本格的に始まっています。前号に続きまして、編さん委員会の主な活動をご報告します。

二〇一二年一〇月一〇日(水)、編さん委員会(第五七回)。

一二月七日(金)、財政編研究会(二〇一二年度第三回)。

※ 前号掲載分の活動報告に、二〇一二年五月一日「市政史編集・顧問会議(第二二回)」を追加させていただきます。

◇五月二六日(土)、京都市歴史資料館の三〇周年記念事業として、京都市政史第二巻刊行記念シンポジウムが左記のとおり開催されました。当日は、市民の方を中心に一二〇名以上の方にご参加いただき、質問も出



京都市政史第二巻刊行記念シンポジウム（会場風景）

され盛況でした。このシンポジウムの講演録は、『京都市歴史資料館紀要』（二〇一三年三月発行予定）に掲載の予定です。

シンポジウム 現代京都への転換

—国際文化観光都市から世界文化自由都市へ—

日時 二〇一二年五月二六日（土） 午後二時～四時三〇分

場所 ウィングス京都（二階イベントホール）

主催 京都市、京都市市政史編さん委員会

開会挨拶 井上満郎京都市歴史資料館長

第一部 基調講演

講演1 「再建から成熟へ—京都市政の展開—」 大西裕氏（神戸大学教授）

講演2 「市民との関係—京都市の対市民政策」 佐藤満氏（立命館大学教授）

第二部 パネルディスカッション 「現代京都への転換—国際文化観光都市から世界文化自由都市へ—」

コーディネーター 秋月謙吾氏（京都大学教授）

パネリスト 大西裕氏、佐藤満氏

閉会挨拶 伊藤之雄京都市市政史編さん委員会代表

京わらべ

◇今回は、市政史編さん委員会代表伊藤之雄氏（京都大学公共政策大学院教授）より、ご寄稿いただきました。

◇歴史資料館も一九八二年一月の開館から三〇年になりました。重要文化財指定記念「八瀬童子」展も三〇周年記念企画のひとつとして開催しています。

◇既刊の『京都市政史』も、好評発売中です。

ご購入などについてのお問い合わせは、下記までお願いします。（秋）

発行日 二〇一二年一月二〇日
 発行 京都市市政史編さん委員会
 所在地 京都市上京区寺町通丸太町上る
 京都市歴史資料館内
 電話 〇七五（二四一）四三一二